

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成 18 年 4 月 1 日基本規程第 15 号。以下「会計規程」という。）、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成 18 年 4 月 1 日細則第 13 号。以下「契約細則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

記

1 発注者（契約権者） 公立大学法人福島県立医科大学 理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

(1) 物品等の名称、規格及び予定数量

ア 名 称 精米

イ 規 格 令和 7 年産一等米の福島県産コシヒカリ 100%

ウ 予定数量 17, 100 kg

(2) 納入期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

(3) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学附属病院（福島県福島市光が丘 1 番地）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第 2 条の規定により競争に参加することができない者でないこと。

(2) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第 3 条第 1 項の規定により、この広告の日から入札の日までに競争への参加について制限を受けていない者であること。

(3) この公告に示した精米を公立大学法人福島県立医科大学理事長が指定する日時及び場所に納入できる者であること。

(4) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第 4 条の規定により準用する福島県の規定に定める競争入札に参加する者に必要な資格を満たしている者であること。

(5) この公告の日から過去 3 年以内において、病院・特別養護老人ホーム等（病院給食等委託業者を含む）に継続的に精米を納品している者であること。

(6) 過去 3 年以内に公立大学法人福島県立医科大学に精米を納品する契約を締結したことがある者については、当該契約に基づき誠実に債務を履行していること。

(7) その他

ア 納品者が自ら所有する精米施設（1 時間に最大 3 トン以上精米可能であるもの）で精米したもの（自ら所有する金属検出機、石抜き機、色彩選別機等を使用し、小石、草、糠玉、規格外米等の異物を除去された状態の精米）を納品できる者であること。

イ 年間の米穀取扱数量が概ね 4, 000 トン以上（玄米 2, 000 トン以上、精米 2, 000 トン以上、合計 4, 000 トン以上）の者であること。

ウ 精米管理部門、精米部門、米穀備蓄倉庫がほぼ同一敷地内に併設されており、一体的に管理できる者であること。

- エ 玄米を受け入れてから出荷に至るまでの玄米の保存場所等について、定期的に防鼠・害虫駆除業者に鼠や害虫のモニタリング及び駆除等を実施（業務委託を含む。）していること。
- オ 精米300g、玄米300gの無償提供をお願いする。この精米等サンプルにて品質の確認を行い、賄い材料としての適否を確認する。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類等を期限までに提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認をあらかじめ受けなければならない。

(1) 提出書類等

- ア 物品購入（修繕）条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 入札保証金納付免除申請書（様式2）
- ウ 納入実績（様式3）
- エ 年間米穀販売数量確認書（様式4）
- オ サンプル米（精米300g及び玄米300g）及びサンプル品質保証書（様式5）
- カ 精米管理部門、精米部門、米穀備蓄倉庫の配置状況が分かる平面図（任意様式）
- キ 防鼠防虫の業務委託契約書の写し
- ク 精米施設自社所有証明書（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く日の午前8時30分から午後5時までに限る。）

(3) 提出場所

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立学校法人福島県立医科大学附属病院医事課給食管理係

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月12日（木）11時30分
- (2) 場所 公立大学法人福島県立医科大学 1号館（管理棟）1階 第1カンファランス室
なお、郵送による入札は不可とする。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式6）に必要とする事項を記入し、上記5に定める指定日時及び指定場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。添付ない場合の入札は無効とする。
- ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（法人からの通知）の原本又は写し
- イ 代理人が入札する場合は委任状（様式7）
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。記載ない場合の入札は無効とする。
- ア 入札書には、1キログラム当たりの単価を記載すること。
- なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税の額を含まない額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない額を入札書に記載すること。

- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。
- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金は、入札参加者の入札金額（単価）に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に上記1(1)に示した購入予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人福島県立医科大学契約細則第8条第3項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第9条に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
なお、入札保証金の減免に係る規定は別記1のとおりである。

8 入札方法及び開札

- (1) 開札は、上記5に定める指定日時及び指定場所で行う。
- (2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (4) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することがある。

9 入札参加者に要求される事項

入札参加者は開札日の前日までの間において提出した書類等に関し、発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、本書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、記載内容等に疑義がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式8）により令和7年3月3日（月）午後5時までに説明を求めることができる。
発注者は、公立大学法人福島県立医科大学の公式ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は開札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (4) 入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印、日付を欠く入札書
- (6) 金額を訂正した入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合は、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第31条第6項の規定により直ちに随意契約に移行することがある。

13 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約単価100分の108を乗じて得た額に、さらに購入予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額とする。
- (2) 契約保証金は、契約の締結と同時又は直前までに納めるものとする。
- (3) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (4) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書きに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

14 契約書の作成

- (1) 契約書は単価購入契約書（以下「契約書」という。）とし、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に当該契約書を発注者に提出するものとする。
- (2) 契約書の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が上記に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15 契約条項

契約書（案）及び公立大学法人福島県立医科大学契約細則による。

16 当該調達契約に関する事務を担当する窓口

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学附属病院事務局医事課給食管理係

電話番号 024-547-1076

ファクシミリ 024-547-1077

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）（抄）

（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（競争参加者の資格）

第4条 競争入札に参加する者に必要な資格は、福島県の規定を準用する。

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあつては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の10分の8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の10分の8 |
| (4) 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の10分の8 |